

二戸圏域地域医療連携会議設置要綱

(設置)

第1 二戸圏域において、地域医療の連携体制を構築し、具体的な連携を推進するため、二戸圏域地域医療連携会議（以下「圏域連携会議」という。）を設置する。

(所掌)

第2 圏域連携会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 圏域における医療連携体制の構築及び連携推進に関すること
- (2) 関係機関の役割分担の検討に関すること
- (3) 住民及び医療機関等関係機関に対する地域医療連携に関する情報の周知方法の検討に関すること
- (4) 県の医療計画策定に係る意見等の集約に関すること
- (5) その他、医療連携の推進に関すること

(組織)

第3 圏域連携会議は、医師、医療団体の役員、救急搬送従事者、介護保険事業関係者、県立病院事務局担当者及び市町村関係者等地域医療連携体制の構築並びに連携推進の協議に必要な者（別添委員名簿）で組織する。

2 圏域連携会議に議長を置き、岩手県二戸保健所長をもって充てる。

3 議長は、会議を招集し、会議を総括する。

4 議長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

5 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第4 圏域連携会議の下に、5疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・精神疾患）・5事業（周産期医療・小児救急医療・救急医療・災害医療・へき地医療）及び在宅医療に関する部会を設置することができる。

2 各部会は、あらかじめ圏域連携会議において指名された部会長及び委員並びに5疾病・5事業及び在宅医療に関係する者で部会長が指名する者をもって構成する。

3 各部会は、圏域連携会議の求めに応じ、5疾病・5事業ごとの医療連携体制を検討し、その検討内容を圏域連携会議に報告する。

(庶務)

第5 圏域連携会議の庶務は、岩手県二戸保健所において処理する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、圏域連携会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月4日から施行する。

岩手県地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 構想区域（医療法第30条の4第2項第7号の規定により定める構想区域をいう。以下同じ。）において、医療関係者、医療保険者その他の関係者との連携を図りつつ、同法第30条の14第1項に定める事項について協議するため、同項に定める「協議の場」として、次のとおり地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

名称	所管する構想区域等の範囲
岩手県地域医療構想調整会議	岩手県
盛岡構想区域地域医療構想調整会議	盛岡構想区域
岩手中部構想区域地域医療構想調整会議	岩手中部構想区域
胆江構想区域地域医療構想調整会議	胆江構想区域
両磐構想区域地域医療構想調整会議	両磐構想区域
気仙構想区域地域医療構想調整会議	気仙構想区域
釜石構想区域地域医療構想調整会議	釜石構想区域
宮古構想区域地域医療構想調整会議	宮古構想区域
久慈構想区域地域医療構想調整会議	久慈構想区域
二戸構想区域地域医療構想調整会議	二戸構想区域

- 調整会議は、知事又は保健所長（岩手県が設置する保健所の保健所長に限る。以下同じ。）が必要と認める場合にあっては、他の医療、介護等に関する会議と一体的に開催することができる。
- 調整会議は、知事又は保健所長が必要と認める場合にあっては、他の構想区域と一体的に開催することができる。

(その他)

第2条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の設置、運営その他に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月15日から施行する。

岩手県地域医療構想調整会議運営要領

(趣旨等)

第1条 この要領は、岩手県における地域医療構想調整会議の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 岩手県地域医療構想調整会議設置要綱第1条第2項の規定に基づき、調整会議を他の医療、介護等に関する会議（以下「他の会議」という。）と一体的に開催する場合においては、知事又は保健所長（岩手県が設置する保健所の保健所長に限る。以下同じ。）はあらかじめ、他の会議における会議の運営に関する規程と本要領の内容について整合を図るものとする。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、所管する構想区域等における次の事項について協議する。

- (1) 病床機能の分化と連携の推進に向けて病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項
- (3) 所管する構想区域等における病床機能の分化と連携の推進等に必要な事業として岩手県計画（地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条の規定に基づき毎年度策定する岩手県計画をいう。）に盛り込む事業に関する事項
- (4) その他地域医療構想を実現するために必要な事項

(組織)

第3条 岩手県地域医療構想調整会議以外の調整会議（以下「構想区域の調整会議」という。）の委員は、知事が別に定める基準に基づき、所管する構想区域を管轄する保健所長が委嘱する。

2 岩手県地域医療構想調整会議の委員は、岩手県医療審議会計画部会の委員をもって充てる。

3 第1項の規定にかかわらず、保健所長は知事が別に定める基準に基づき、必要な者が構成員として含まれる既存の団体、会議その他の構成員をもって構想区域の調整会議の委員に充てることができる。

(部会)

第4条 調整会議には、必要に応じ、調整会議の承認を得て部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、議長が指名する。

3 部会の運営は、部会を構成する委員が協議して行う。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(議長及び副議長)

第6条 調整会議に、議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、委員が互選した者をもって充てる。

3 議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 副議長は、議長が議事の内容に関して直接の利害関係者に該当することについて、議長から申し出があった場合又は委員の過半数が当該利害関係者に該当することを認めた場合は、当該議事に関し、議長の職務を代理する。

(会議)

第7条 調整会議は、必要の都度、構想区域を管轄する保健所長（岩手県地域医療構想調整会議にあつ

ては知事）が招集する。

- 2 議長は委員の代理を認めることができる
- 3 議長は、調整会議における協議をより効果的・効率的に進める観点から、議事等の必要に応じて、委員の参加を制限することができるほか、委員以外の関係者の参加を求めることができる。
- 4 調整会議は、原則として公開とする。ただし、患者情報や医療機関の経営に関する情報その他保健所長（岩手県地域医療構想調整会議にあっては知事）が非公開とすべき情報と認めるものを取り扱う場合は、非公開とする。
- 5 調整会議における協議の内容は前項の場合を除き、岩手県のホームページにおいて公開する。
- 6 議長は、病床機能の分化と連携の推進に向けて構想区域の病院・有床診療所が担うべき病床機能や病床数等に係る関係者の合意事項について、必要に応じ、当該関係者が署名押印した確認書を作成することができる。

（委員の守秘義務）

第8条 委員は、前条第4項の非公開とすべき情報その他職務上知り得た秘密（以下「秘密」という。）を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

- 2 委員は、不正の利益を得る目的、関係者に損害を加える目的その他の不正な目的で秘密を不正に使用し、又は開示する行為を行ってはならない。

（庶務）

第9条 調整会議に関する庶務は、所管する構想区域を管轄する岩手県が設置する保健所（岩手県地域医療構想調整会議にあっては保健福祉部医療政策室）において処理する。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が調整会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成28年7月15日から施行する。